

傍聴要領(案)

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻 30 分前から開会時刻までの間に、会場で受付をし、会長の許可を得た上で、係員の指示に従い、会場に入室してください。
- (2) 傍聴者の定員は 10 名とします。
- (3) 傍聴希望者の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が 3 の事項に違反したときは、これを注意し、なお、これに従わないときは、退室していただくことになります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 傍聴席に着席すること。
- (2) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。
- (4) 会場において、飲酒又は喫煙をしないこと。また、酒気を帯びた方の入室は認めません。
- (5) 会場において、会長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音等を行わないこと。
- (6) その他の会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

附 則

この要領は、平成 30 年 2 月 5 日から施行する。